

建設工事及び建設関連業務における配置技術者の雇用関係の確認書類について

落札候補者となった際に発注機関に提出する、配置技術者の雇用関係の確認書類については、以下のとおりです。

また、確認書類において、配置技術者以外の従業員の記載や、配置技術者の被保険者整理番号、基礎年金番号、標準報酬月額又は特別徴収税額の記載がある場合は、当該記載箇所のマスキングを行った上で御提出願います。

なお、建設工事における、入札参加業者と3か月以上の直接的な雇用関係の確認に関して、雇用開始日については、当該確認書類に資格取得日の記載があるものを除き、当該確認書類の通知日又は交付日とします。「3か月以上」の確認ができない場合は、前年度の書類や他の書類を御提出願います。

○確認書類（以下のいずれか一つ。いずれも写し可）

- (1) 監理技術者資格者証
- (2) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ※直近のもの。
- (3) 給与所得等に係る住民税特別徴収税額の決定・変更通知書 ※直近のもの。
- (4) 厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ ※直近のもの。
- (5) 健康保険組合が発行する健康保険被保険者資格加入証明書
※ 配置技術者本人の氏名、生年月日、事業所名、資格取得日及び証明日が記載されているもので、証明日が直近1年以内のもの。
- (6) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）
- (7) 健康保険の資格情報確認書（事業所名の記載があるものに限る。）
※ 資格情報通知書は不可。
- (8) 所属会社の雇用証明書 ※(1)～(7)がない場合に限る。